

景観形成重点地区	
景観形成重点地区の名称	はりまや橋東景観形成重点地区
位置	高知市はりまや町一丁目の一部
区域	別図の区域

地区指定の主旨	当地区は、高知市の中心商業地の中に位置し、はりまや橋公園を含みつつ、西はりまや橋に、東は文化コンベンション機能が計画されている九反田地区に接しており、魅力ある商業地、観光拠点の形成をめざして、さまざまな取組がなされ、新しい都市空間を形成しつつある地域である。この立地条件を生かし、現在市によって進められているはりまや橋周辺地区再整備事業との調和したまちなみを整備することにより、活気に満ちた魅力ある都市空間を形成するため、景観形成重点地区に指定するものである。
---------	--

はりまや橋東景観形成重点地区整備計画	区分	A地区 別図による	B地区 別図による	C地区 別図による	D地区 別図による
都市美形成の目標 高知を代表する商業・観光・交通の拠点としての立地条件を生かした個性と魅力ある都市美の形成を図るために右に掲げる事項を目標とする。	快適さとにぎわいの中に、土佐らしさを感じさせる都市空間の形成				
	公園と一体となったまちづくりと、土佐らしさを感じさせる都市空間の形成				
	土佐を代表する顔をもち、土佐らしさを感じさせる都市空間の形成				

はりまや橋東景観形成 重点地区整備計画	区分		A地区 別図による	B地区 別図による	C地区 別図による	D地区 別図による
<p>都市美形成の整備方針</p> <p>都市美形成の目標を達成するために次に掲げる事項を基本方針とする。</p>		商店街の活性化につながる空間演出を考える。				
		商店街として、中種らしい個性の演出と調和のある表情の演出を考える。				
		商店街ゆえに出てくるデザイン要素（店舗ファサード・看板・サイン等）の魅力ある演出を考える。				
		高知の観光の顔づくりであるはりまや橋公園の整備計画と一体になった演出を考える。				
		はりまや橋公園側に対しても表の顔と同じようなデザインの配慮を考える。				
		公園側に対して優しい演出を考える。				
		商住一体のまちづくり，都市美づくりの演出を考える。				
		商店街として「はりまや橋のある通り」の演出と調和のある表情を考える。				
		土佐をイメージさせるデザインにより，通り全体として統一感ある演出を考える。				

はりまや橋東景観形成重点地区整備基準

景観形成重点地区整備基準		地区別基準				
区分	項目	A, B, C 地区 共通基準	A 地区基準 (別図の地区)	B 地区基準 (別図の地区)	C 地区基準 (別図の地区)	D 地区 (別図の地区)
敷地・用途	ア 敷地の規模・形態 建物の規模・構造	・小規模な敷地，建物は建て替え時にできるだけ共同化を図り，一定規模以上のまとまった建物とし，統一感のあるまちなみの形成に努める。				
	ウ 有効空地の確保・壁面後退	・共同化が可能な場合は，囲い込み広場等，通り抜け通路，壁面後退，街角広場等の，オープンスペースを確保し，ゆとりを持たせるとともに積極的に緑化に努める。		・外壁の後退距離は，1.8m 以上とする。 (別図に示す番号との2点を結ぶ線に接する敷地又は空地を除く。)ただし，通り抜け通路を設けはりまや橋公園との関連性を確保した場合は，この限りでない。		
	エ 建物用途・利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街としてのイメージを損なう用途の建物は避ける。 ・はりまや橋公園に近接する立地条件を生かす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ商・住一体型の建物形態とするように努める。 ・アーケードのある通りに面する1階部分は，住宅，倉庫，作業場等の商店街としてイメージを損なう用途としての利用を避ける。 (南側) ・アーケード側と公園側の両面よりアプローチが可能な形態とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ商・住一体型の建物形態とするように努める ・はりまや橋公園に面する1階部分は，住宅，倉庫，作業場等の商店街としてイメージを損なう用途としての利用を避ける。 ・アーケード側と公園側の両面よりアプローチが可能な形態とする。 		

区分	項目		A, B, C 地区 共通基準	A 地区基準 (別図の地区)	B 地区基準 (別図の地区)	C 地区基準 (別図の地区)	D 地区 (別図の地区)
建物	オ	高さ・階数	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ、まちなみのバランスを損なうような建物はつくらないように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> アーケードの高さと建物の階高の関係を考慮する。 			
	カ	形態・ファサード	<ul style="list-style-type: none"> 土佐にある素材，土佐をイメージさせるデザイン要素「このエリアならではの」を大切にし，統一感ある雰囲気づくりを行う。 			<ul style="list-style-type: none"> 入口ゲート部にあたる角地の建物は，アーケード，塔屋，屋外階段等できるだけ一体的なデザインとする。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ショーウインドー，看板，サイン等バランスのとれた商店街としてのファサードとし，1階部分には，シースルーシャッター等を設けて，閉店後の通りが殺風景とならないよう努め，魅力ある商店街としての演出を行う。 				
キ	色彩・素材			<ul style="list-style-type: none"> はりまや橋公園との調和に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> はりまや橋公園と隣接する場合は公園との調和に努める。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 土佐にある素材を積極的に活用する（石灰石，土佐漆喰，瓦等）。 建物の仕上げ材料は，良質で汚れにくく，耐久性に優れ維持管理が容易なもので，質感と深みのあるものを使用する。 外壁の色彩は，伝統色を基本色として構成し調和と落ちつきのあるまちなみづくりを目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根の色彩は外壁より明度を下げる（ダークグレーを基本とする。）。 外壁の色彩は周囲との調和を考える。 ただし，協議により優れた素材が本来持っている色彩やデザイン的な配慮がなされているものを使用することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根の色彩は外壁より明度を下げる（ダークグレーを基本とする。）。 外壁の色彩は周囲との調和を考える。 ただし，協議により優れた素材が本来持っている色彩やデザイン的な配慮がなされているものを使用することができる。 			

区分	項目		A , B , C 地区 共通基準	A 地区基準 (別図の地区)	B 地区基準 (別図の地区)	C 地区基準 (別図の地区)	D 地区 (別図の地区)
付 属 物	ク	建築設備	・建設設備は道路や公園から見えないように配置する。				
	ケ	自動販売機	・道路、公園に直接面して設置しない(ただし設置について、景観的に配慮したものは、この限りではない。)				
	コ	共通事項					
		屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に建物1棟につき1か所とする。(協議により、共同化による大規模ビルや、デザイン的に検討したのものについては使用することができる。) ・屋上や塔屋に設置するものは、それぞれの水平投影面をはみ出さないようにする。 ・ベースの色は、基本的に外壁に近い色とする(極端な色を使用する場合は協議すること。) ・広告物を支持する支柱は、見えないような工夫をする。 	・原則的に設置しない。(やむを得ず設置する場合は、デザイン上の配慮を協議すること。)	・原則的に設置しない。(やむを得ず設置する場合は、デザイン上の配慮を協議すること。)		
突出広告板							
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル名、マークは原則的に各ファサードにつき1か所とする。(協議により、共同化による大規模ビルや、デザイン的に検討したのものについては使用することができる。) ・ベースの色は、基本的に外壁に近い色とする。極端な色を使用する場合は協議すること。 ・取り付け位置や大きさ、デザインは周辺との調和を考慮する。 ・文字はビル名、マークのみとし箱文字を基本とする。(協議により、デザイン的に検討されたものについては、使用することができる。) 					

区分	項目		A, B, C 地区 共通基準	A 地区基準 (別図の地区)	B 地区基準 (別図の地区)	C 地区基準 (別図の地区)	D 地区 (別図の地区)	
付 属 物	コ	広 告 物 ・ サ イ ン 類	そ で 看 板	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に各ファザードにつき1カ所とする。(協議により、共同化による大規模ビルや、デザイン的に検討したものについては使用することができる。) ・ベースの色は、基本的に外壁に近い色とする。(極端な色を使用する場合は協議すること。) ・突出幅は、取付け壁面から1m以下とする。 ・取付け位置や大きさ、デザインは周辺との調和を考慮する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に、3階以上には設置しない。 		
			窓 面 広 告	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に3階以上に設置しないものとし、1階2階においてもデザインに配慮する。 				
			独 立 看 板 (固 定 式)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物と同一敷地内の設置とし、建物と調和するようデザインに配慮する。 ・建物内の事業所、商店の案内は集合化に努める。 				
			(可 動 式)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物と同一敷地内の設置とし、建物と調和するようデザインに配慮する 				
			テ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・取付け位置やデザインは建物との調和を図る。 				

区分	項目		A, B, C 地区 共通基準	A 地区基準 (別図の地区)	B 地区基準 (別図の地区)	C 地区基準 (別図の地区)	D 地区 (別図の地区)
その他	サ	植栽等	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の足元まわり，街区の角地等にできたオープンスペースやバルコニー，テラス等は積極的な植栽をし緑化に努める。 		<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペースの整備にあたってははりまや橋公園と一体感をもたせる。 		
	シ	屋上の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設置の設備機器はできるだけ見えない工夫をし，建物と一体感のあるデザインとする。 ・屋上を資材置場とか不用品置場として利用しない。 				
	ス	夜景	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗部分は夜間においてもショーウィンドーが見える工夫をし，閉店後も含めライトアップに努める。 ・街区の角地のオープンスペースは積極的に照明によるライトアップを図る。 ・電飾サインは通りのイメージを損なうデザインを避ける。 				

